

第六十四回
帝國議會
貴族院

大正二年法律第九號中改正法律案特別委員會議事速記録第一號

付託議案
大正二年法律第九號中改正法律案
擔保附社債信託法中改正法律案

委員氏名

- 委員長 富谷銚太郎君
- 副委員長 岸 清一君
- 公爵山縣 有道君
- 子爵鍋島 直繩君
- 子爵近衛 秀麿君
- 山隈 康君
- 岩田 宙造君
- 水野甚次郎君
- 大和田健三郎君

昭和八年三月十一日(土曜日)午前十時十九分開會

○委員長(富谷銚太郎君) ソレデハ只今カラ開會ヲ致シマス、擔保附社債信託法中改正法律案、之ニ關スル件デアリマス、先ヅ政府ノ御説明ヲ伺ヒタイト思ヒマス

○國務大臣(小山松吉君) 擔保附社債信託法中改正法律案提出ノ理由ヲ御説明申上ゲマス、本案ハ經濟界ノ實情ニ鑑ミマシテ擔保附社債信託法ニ改正ヲ行ヒマシテ、社債

金融ノ現狀ニ照シテ最モ緊要ト認メラレマ

スル事項ヲ之ニ加ヘヤウトスルノデアリマ

ス、改正ノ要點ヲ申上ゲマスルトニツゴザ

イマスガ、其第一ハ一定總額ノ社債ヲ數回

ニ分ケテ發行イタシマシテ、逐次發行ニ係

ル各回ノ社債ハ同一順位ノ擔保權ニ依ッテ

擔保セラレルノ制度ヲ採用スル點デアリマ

ス、是ハ社債ニ一種ノ根抵當ヲ附シテ發行

スル方法デアリマシテ、之ヲ認ムルコトニ

依リマシテ社債金融上種々ノ便宜ヲ與ヘ、

現下事業界及金融界ニ於ケル緊急ノ要求ニ

應ズルコトヲ得ル次第デアリマス、依テ此

制度ノ採用ニ必要ナル種々ノ規定ヲ設ケマ

シタガ、尙ホ之ニ關聯イタシマシテ、現行

登錄稅法ニハ其課稅手續上斯カル社債發行

ノ方法ニ適應セザル點ガアリマスノデ、是

ガ爲ニ登錄稅法ヲ改正イタシマシテ、併セ

テ不動産登記手續及鐵道抵當法ニモソレ

ゾレ適當ナ改正ヲ加フルコトヲ致シタノデ

アリマス、第二ノ點ハ社債ニ附スルコトヲ

得ベキ物上擔保ノ種類ヲ擴張イタシマシテ、

漁業財團抵當及自動車交通事業抵當ヲ之ニ

加ヘムトスルモノデアリマス、漁業財團抵

自動車交通事業抵當ハ昭和六年自動車交通

事業法ニ依ッテ制定セラレタモノデアリマ

シテ、共ニ社債ニ附スルコトヲ得ベキ物上

擔保トナスノ必要ヲ認ムルノデアリマス、

尙ホ輕便鐵道抵當ハ大正十年ニ輕便鐵道法

ガ廢止セラレマシタ結果、其存在ヲ失ッタモ

ノデアリスマカラ之ヲ削除スルコトニ致シ

マシタ、以上本法ノ改正ハ之ニ依ッテ現下

經濟界ノ要求ヲ充タシ、社債金融ヲ圓滑ナ

ラシメルモノト信ズルノデアリマス、宜シ

ク御審議ノ上御協贊アラムコトヲ希望イタ

シマス

○委員長(富谷銚太郎君) 御質問ヲ御提出

ニナル方ハゴザイマセヌカ、此際審議ニ入

ル前ニ御質問ガアリマスナラバ御提出ヲ願

ヒタイト思ヒマス

○岩田宙造君 チョット伺ヒマスガ、是ハ全

體ニ通ジタ質問ヲシテ宜シイノデスカ

○委員長(富谷銚太郎君) 便宜上サウシヤ

ウチヤアリマセヌカ

○岩田宙造君 此十九條ノ二ノ「社債ノ總

額ヲ數回ニ分チ發行スル場合ニ於テハ信託

證書ニハ」云々トアリマスガ、信託證書ニ

カ三回トカ定メテ記載スル趣旨デアリマセ

ウカ、只數回ニシテ置イテ宜シイノデスカ、

ソレヲ一ツ……

○政府委員(長島毅君) 唯其回数ヲ分ケテ

發行スルノダト云フコトサヘアレバ宜イノ

デアリマス

○岩田宙造君 此十九條ノ三デアリマスガ、

「社債ノ總額ヲ數回ニ分チ發行スル場合ニ於

テ信託契約ニ前條第二項ノ事項ヲ定メサル

トキハ」云々「其發行毎ニ之ヲ定ムヘシ」、

此發行毎ニト云フ意味ハ、只發行毎ニ別々

ニト云フダケノ意味デアリマセウカ、何カ

其定メル時期、其發行スル時期ニト云フヤ

ウナ時ニ付テノ制限モ此中ニ含ンデ居ルノ

デアリマセウカ、チョット私ハ疑ヒヲ起シ

マシタノハ、實際ハ最初ノ信託契約ヲ締結

スル時ニ、其約束ハシテ居ルケレドモ、信

託契約ニ掲ゲナイデ、別ノ契約者ヲ作ッテ約

束ヲシテ置クト云フヤウナコトハ是ハ別ニ

差支ナイ意味デアルカ、サウ云フモノハモ

ウ豫メ約束シテモ信託證書ニ書カナイ以上

ハ、一切無効デアッテ、現ニ其發行スル

時ニ別ニ極メナケレバナラヌト云フ所マデ

ニ唯ハ各別ニ極メルト云フ其時期ニハ制限ガナイノデアルカ、其點ハドウ云フ意味デアリマセウカ

○政府委員(長島毅君) 字句ガ稍、不完全カモ存ジマセヌガ、此十九條ノ方ハ分割發行ニ非ザル一般ノ場合ヲ主トシテ居リマス、十九條ノ二ノ方ハ分割發行ノ場合ニ、信託證書本來ノモノハ基本的ノ根抵當ダケノコトヲ掲ゲテ置ク、併シ信託契約ノ中ニ或ル回ノ發行條項ヲ書イテモ宜イ、斯ウナッテ居ルノデアリマスカラ、結局毎回ノ發行條項ハ無論信託證書ノ中ニ書カヌデモ宜イノデアリマスルシ、而モ其時期ハ別段ニ無論制限シテ居ナイ積リデアリマス、成程仰セノ如ク發行スルト云フ言葉ハ少シ悪イノデゴザイマスガ、各別ニ其ノ場合ニゴチャ／＼ニ書カナイデ、別々ニ條件ヤ何カラ書ケト云フ意味デゴザイマス

○岩田宙造君 ソレダケノ意味デスカ

○政府委員(長島毅君) サウデス、尙ホ此際御斷リシテ置カナケレバナリマセヌコトハ、此ノ調査ノ關係デ此法案ヲ出スコトガ非常ニ後レマシタノト、同時ニ法案ノ條文の技術的方面ノ推敲ガ非常ニ足りマセヌノデ、時間ガアリマセヌデシタカラ、文字ナドモ相當ドウモ不完全ナ所ガアリマスルシ、

場所ニ依テハ尙ホモウ少シ規定ニ入レル所モアルト云フコトハ自覺ヲシテ居リマスケレドモ、非常ニ急ギマシタ爲ニ態ト斯ウ云フコトヲ略シマシテ類推精神解釋ヲ讀ンデ載クトカ、或ハ特約等デ補テ載クコトガ相當アルヤウデゴザイマス、擔保附社債信託トシテノ全體ノ改正ガ近キ將來ニ於テ行ハレルト云フ豫期ノ下ニ、其點ヲ御諒解置キテ願ヒタイト思ヒマス

○岩田宙造君 私モウ二點ダケ伺ヒタイコトガゴザイマスガ、序ニ一緒ニ伺テ置キ

タイノデゴザイマス、第三十四條ノ登記事項ニ關スルコトデゴザイマスガ、是ハ私モザット見マシタノデアリマスカラ、私ノ見落シカトモ思フノデアリマスカ、之ヲ見マスト第一回ノ發行ノ登記ノ方ニ付キマシテ、其第一回ノ金額ガ登記事項ノ中ニ大體ナイヤウニ思フノデアリマス、其「第二回以後ノ發行ニ付テハ其ノ回ノ發行金額並」云々トアリマシテ、其回ノ發行金額ハ出テ居リマス、サウシテ「其ノ第一回ノ發行ニ付テハ前項ニ掲ケタル事項ノ外」云々、其第一回ノ發行ノ方ノ登記事項ヲチョット見マスト、其方ノ金額ガチョット見當ラナカッタノデアリマス、是ハ私ノ見落シナラ宜シウゴザイマスガ、アリマスカ

○政府委員(長島毅君) 今ノ三十四條ノ改マツタ結果二項ニナリマセヌナ、其ノ所ヘ「前項ニ掲ケタル事項ノ外第二十二條第二項第一號」ト云フノガアリマセヌガ、其二十二條第二項第一號ノ中ニ其ノ回ノ發行金額ト云フノガアリマセヌノデス

○岩田宙造君 アリマスカ

○政府委員(長島毅君) 非常ニ複雑シテ居リマス、二十二條ノ第二項ノ第一號、今度二十二條ノ第二項ガ改マリマシタノデスナ、サウシテ其改マツタ第二項ノ第一號ノ後段ニ「其ノ回ノ發行金額」ト云フノガアリマスカラ、ドウカソレデ……

○岩田宙造君 アリマスカ、分リマシタ、

ソレカラ今一ツ伺ヒマセヌガ、第六十七條ニ「社債權者集會ニ關スル事項デアリマスガ、是ハ「或ル回ノミ」ノ社債權者ニ損害ヲ及ホスヘキトキハ其ノ回ノ社債權者ノ集會ノ決議アルコトヲ要ス」、是ハ其回ノ社債權者ノ集會ガ必要デアルガ、無論其外ニ全體ノ社債權者ノ集會ノ決議ヲ要スル意味デアリマスカ

○政府委員(長島毅君) 是ハ其意味デアリマス、實ハ初メニハ斯ウ云フ考ヘ方ヲ致シタノデアリマス、其回ダケノ利益ニ關係ガアツテ全體ニ關係ノナイノハ、其回ダケノ社

債權者ダケデ宜イノヂヤナイカ、全體ノ時ニハ全體ノ社債權者集會ヲ開クト、斯ウ云フ風ノヤリ方ガ、ソレガ合理的ダト思ヒマシタケレドモ、サウシマスト條文ヲ大分書變ヘナケレバナラヌノデスカラ、此際ハ先ツ何デモカンデモ全體ノ社債權者集會ニ掛ケテ置イテ、其回ノ利害ニ關スルダケヲソレニ掛ケル、チョット優先株總會ノヤウナ形ニシタノデス、併シ必ズシモ是ハ合理的デナイ場合ガ起リサウデスカラ、是ハ今度ノ改正デハ逆ノヤリ方ニ行ッたら宜イカト考ヘマシテ、今ノ所デハ其考ニナッテ居リマス

○岩田宙造君 サウシマスト唯心配サレル

ノハ第一回ノ社債ノ方ハ辨濟期ガ來テ辨濟ヲシナイ、第二回以後ハマダ辨濟期ガ來ナイト云フ場合ニ、此第一回ノ辨濟期ノ來タ社債權者ハ擔保權ヲ實行シテ欲シイト云フコトヲ希望シテ居ル場合ニ、第二回以後ノ社債權者ノ方ハ大多數ダカラ、モウソレニ支配サレテ、擔保權ノ實行ガ出來ヌト云フ心配ハナイノデアリマセウカ、其點ヲ伺ヒタイ

○政府委員(長島毅君) 其點モ考ヘマシタノデスガ、是ハ二ツノ考ヘ方ガ出來ルノデアリマシテ、擔保附社債信託法ニ確カ辨濟ヲ怠ツタ時……其一部ノ辨濟ヲ怠ツタ時ニ

催告ヲシテ、サウシテ期限ヲ到來サセルコト
 ガ出來ルト云フ規定ガ、七十九條デシタカ
 ニアリマスナ、七十九條ニ「委託會社力定
 期ニ社債ノ一部ヲ償還スヘキ場合ニ於テ其
 ノ償還ヲ遅延シ二箇月ヲ經過シタルトキ
 ハ」云々、詰リ催告シテ期限ノ利益ヲ失ハ
 サセルト云フ規定ガアリマス、七十九條ハ
 無論是ハ一本デ社債ヲ發行シタ場合ニ、分
 割拂ヲ怠ラタ場合ノ規定デアリマスガ、之ヲ
 各同ノ一ツガ辨濟シテ行ッテ、滞ラタ時ニヤ
 レルカドウカ、是ハ少シ無理カト思ヒマ
 スガ、是デヤレルト云フノト、若シ是デヤ
 レナイトシテモ、擔保權ノ實行ハ不可分デ
 アリマスカラ、恰モ一番抵當、二番抵當ト
 アル場合ニ、一番抵當ノ辨濟期ガ來テ居レ
 バ全部ノ抵當權ヲ實行スルコトガ出來ルト
 同ジヤウニ、矢張り此數回分割發行ノ場合
 デモ、唯等順位ガ抵當權ノ上ニ重テ居ル
 ダケデアルカラ、擔保權不可分ノ原則デ、
 一ツノ辨濟期ガ來レバ全部ニ付テ抵當權ヲ
 實行スル、斯ウ云フ解釋ガ出來ハシナイ
 カ、斯ウ云フ考デアリマス

シナイ、サウ云フ時ニ第一回ノ社債權者ハ
 期限ガ來テ辨濟ヲ受ケラレルニ拘ラズ、自
 分ダケノ力デ出來ナイモノデスカラ、ソレ
 デ困リハシナイカト思ヒマス

○政府委員(長島毅君) 仰セノ如キヤウナ
 場合ガ起ルノデ、實ハ初メハ各回デヤラウ
 ト云フ案ヲ立テタノデスカラ、ドウモ急イデ
 居ルノデ、條文ノ全部ヲイデラナケレバナ
 ラヌモノデスカラ、ドウモ大分サウ云フ
 所ハ多少不完全ナ所ガアルト思ヒマスガ、
 近イ機會ニ全部、此次ノ議會位ニ他ノ擔保
 附社債全部ヲイデラナケレバナラヌト思ヒ
 マスカラ、多少不完全ナ所ハ此際我慢ヲシ
 テ戴カナケレバナラヌト思ヒマス、是ハ初
 メカラソレヲ考ヘテ居ラタノデスカラ、成程仰
 セノ如クサウ云フ所ハチット不完全ニナリ
 マスネ

○岩田宙造君 私ハ差當リ……

○政府委員(長島毅君) 唯今デモ社債權者
 ノ中ニ辨濟期ノ違ラテ居ルノガアッテ、多少
 衝突スルト云フコトハ起ルコトハ起リ得ル
 譯デアリマス、現在デモ社債ガ其辨濟期ノ
 違ラタヤツヲ發行スルコトニ依ッテ、詰リ社
 債ハ抽籤デ辨濟スルノデスカラ……社債ノ
 償還期限ノ違ラテ居ル社債ガ出來テ居レバ、
 其分ノ間デハ利害ノ相反スルコトガ起リ得

ルト思ヒマス

○岩田宙造君 ソレハアリマスガ、今ノト
 違ラテ今度ハ、他ノ關係ニ於テハ各同ノ社債
 權者ダケヲ獨立ノ一個ノ社債權ト同ジヤウ
 ニ扱ッテ居リマスカラ、擔保ノ關係ノ外ハ唯
 其處ダケニ行ッテチヨットサウデナイト云フ
 コトニナッテ、併シ今ノ場合トハ大分違ヒハ
 シナイカト思フデス

○政府委員(長島毅君) 利害相衝突シテ小
 數ノ利益者ガ損ヲ被ムルト云フコトモ、
 今デモアル譯デス、小數者ガ多數者ノ爲
 ニ……

○岩田宙造君 今ノハ元々同ジモノデア
 ノガ、今ノ抽籤カ何カデ辨濟期ガ來ルノダ
 ケレドモ、今度ノハ實ハ辨濟出來ルト云フ
 コトハチヤント決ッテ置イテ居ルノデスカ
 ラ、ソレハ大分違フト思フノデスカ……

○政府委員(長島毅君) 私能ク存ジマセヌ
 ガ、大藏省デ聞キマスト、初メカラ違ラテ居
 ルノガアルラシイデスナ、一ツノ社債
 デ……初メカラ社債ノ種類ニ依ッテ、辨濟期
 ノ違ラテ社債ヲ出スノガアルラシイノデス
 ナ現在デハ……サウスルト結果ハ、少シ種
 類ガ違ヒマスガ結果ハ同ジコトニナッテ居
 ルノガアルサウデス、ソレハ今デモアルト
 カ云フ譯ナンデス、併シソレガアルガ故ニ

是ガ宜イト云フコトニハナリマセヌケレド
 モ……

○岩田宙造君 今ノハ例外デ、今度ノハ寧
 ロ原則的ニソレガ來ルノデスカラ……

○政府委員(長島毅君) 今ノハ訂正イタシ
 テ置キマス、一ツノ社債デモ矢張り辨濟期
 ガ別々ニ來ルノデナクテ、抽籤デ來ルト云
 フノデスカラ、只今ノハ訂正イタシテ置キ
 マス

○委員長(富谷銈太郎君) 只今ノハ外ニ御
 質疑ハゴザイマセヌカ、諸君モ宜シウゴザ
 イマスカ、御質問ゴザイマセヌデスカ……
 此案ハ大分政府ノ御答辯ニ依ッテ見マシ
 テモ、ドウモ能ク考ヘナイト分リ兼ネル
 點ガアルノデアリマス、實ハ記録ハ今日受
 取りマシタノデマダ十分ニ見テ居リマセヌ
 カラシテ、尙ホ此席デ御説明ヲ伺ハネバナ
 ラヌコトガ起ルカモ知レマセヌガ、今差
 當ラテハ宜シイデスナ

(「宜シウゴザイマス」ト呼フ者アリ)

○委員長(富谷銈太郎君) ソレデハ今日ハ
 是デ……只今ノ法案ニ關スル限リニ於テ、
 委員會ハ今日ハ是デ閉デマス

午前十時四十四分散會

出席者左ノ如シ

委員長 富谷銈太郎君

副委員長 岸 清一君

委員

公爵山縣 有道君

子爵鍋島 直繩君

子爵近衛 秀麿君

山隈 康君

岩田 宙造君

大和田健三郎君

國務大臣

司法大臣 小山 松吉君

政府委員

司法省民事局長 長島 毅君